

令和6年度加古川水系直轄管理事業
吞吐ダム操作室他空調設備更新工事

特 別 仕 様 書

近畿農政局

淀川水系土地改良調査管理事務所
加古川水系広域農業水利施設総合管理所

項 目	内 容	摘 要
第1章 総則	令和6年度加古川水系直轄管理事業 吞吐ダム操作室他空調設備更新工事（以下「本工事」という。）の施工にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」（以下「標準仕様書」という。）、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局施設機械工事共通事項書」 (URL:https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html)（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施する。 標準仕様書、共通仕様書（施）及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1 目的	本工事は、直轄管理事業（加古川水系地区）で管理する吞吐ダム管理所、川代ダム管理所及び鴨川ダム管理分室の空調設備の更新を行うものである。	
2 工事場所	吞吐ダム管理所 兵庫県三木市志染町三津田地内 川代ダム管理所 兵庫県丹波篠山市大山下地内 鴨川ダム管理分室 兵庫県加東市黒谷地内	
3 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 空調設備更新工事 空調設備更新 一式	
4 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5 施工範囲	本工事の施工範囲は、第2章3工事概要に示す設備の更新にかかる撤去、据付及び試運転調整までの一切とする。	
6 工 期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。 なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工 期：令和6年11月26日から令和7年3月5日まで （余裕期間：契約締結の日から令和6年11月25日まで） ※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日は次のとおりとする。 （1）工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。 （2）現場撤去・据付の工事期間には休日等11日（月平均）を見込んでいる。	

項 目	内 容	摘 要
	(なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇である)	
第4章 現場条件		
1 関連工事等	本工事に関連する工事・業務として、次に示すものが予定されているので、監督職員を通じ、関連工事の責任者と十分連絡・協議し、工事工程に支障が生じないよう調整しなければならない。 (1) ダム等基幹農業水利施設総合管理業務 (令和5年4月1日～令和8年3月31日) (2) 吞吐ダム他水管理設備点検整備業務 (令和6年4月1日～令和9年3月31日)	
2 搬入路	現場への搬入路は、4t車の進入が可能である。	
3 第三者に対する措置		
(1) 保安対策	1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、計上していないが、必要となった場合は監督員と協議するものとする。	
(2) 騒音振動対策	騒音・振動等の発生を行う作業については、その対策に十分配慮及び関係法令を遵守し、工事の円滑な進捗に努めなければならない。	
(3) 交通対策	1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し、制限速度を遵守しなければならない。 2) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し、道路管理者から修復等を求められた場合は、その補修工事を指示することがある。 工事現場周辺の一般道路について、工事用車両が頻繁に通行する道路について、事前に路面状況等を記録しておくものとする。なお、受注者の責で道路を破損した場合は原形復旧を行うこととする。ただし、善良な使用にもかかわらず路面等の補修が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。	
(4) 停電作業	本工事においては、原則として停電作業を行ってはならない。やむを得ず、作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。	
第5章 工事用地等	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地は、ダム管理所敷地内の使用が可能である。 なお、発注者が確保している工事用地等以外での用地を必要とする場合は、全て受注者の責任において処理するものとする。	
第6章 工事用材料		
1 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は標準仕様書及び設計図書に示すとおりであるが、これによりがたい場合は、同等あるいは同等以上の材料を使用するものとし、監督職員に承諾を得るものとする。 JIS規格品については、産業標準化法(令和元年7月1日改正)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により認証を受けた工場(JISマーク表示認証工場)とする。なお、これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。 監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。	

項 目	内 容	摘 要
2 空調設備仕様	1. 天井カセット型4方向ツインタイプ（吞吐ダム管理所） 室内機及び室外機 冷房能力 14.0k w以上 暖房能力 16.0k w以上 グリーン購入法適合品 省エネタイプ 電源200V ワイヤードリモコン 配管・配線は既設利用 2. 天井カセット型4方向タイプ（川代ダム管理所） 室内機及び室外機 冷房能力 12.0k w以上 暖房能力 14.0k w以上 グリーン購入法適合品 省エネタイプ 電源200V ワイヤードリモコン 配管・配線は既設利用 3. ルームエアコンタイプ（鴨川ダム管理分室） 室内機及び室外機 冷房能力 2.8k w以上 暖房能力 2.8k w以上 グリーン購入法適合品 省エネタイプ 電源200V ワイヤレスリモコン 配管・配線・電気工事含む	
3 見本又は資料提出	特記仕様書に示す主要機材及び監督職員が指示する材料については、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。	
第7章 仮 設 1 工事用電力	本工事に使用する電力設備及び電力料金は、受注者において負担すること。	
第8章 施 工 1 一般事項		
(1) 検測又は確認 （施工段階確認）	本工事において施工段階確認は想定していないが、受注者の自主検査記録を確認する場合があるので監督職員が提出を求めた場合、これに応じなければならない。	
(2) 既設構造物に対する措置	本工事の施工においては、既設構造物等に損傷を与えないよう十分注意すること。なお、万一既設構造物に損傷を与えた場合は、速やかに監督職員に報告のうえ、受注者の責により原形復旧すること。	

項 目	内 容	摘 要																							
(3) 設計図書等の 充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告し、これを充足するものとする。																								
第9章 貸与する資料等																									
1 貸与する資料	本工事の設計・施工において関連する次の資料は貸与する。 (1) 資料名 総合管理所耐震改修実施設計業務完成図書 (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで (3) 返納場所 加古川水系広域農業水利施設総合管理所 (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。																								
第10章 試運転調整	本工事の試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）は発注者において負担する。																								
第11章 工事発生材	触媒（フロンガス）については、フロン回収・破壊法の第一種特定製品に指定されているR 4 1 0 Aが使用されているため、関係法令を遵守し適切に回収・処分すること。																								
第12章 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table><tr><td></td><td>工 程</td><td>作業内容</td><td>分別解体の方法</td></tr><tr><td rowspan="6">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>①仮設</td><td>仮設工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table>		工 程	作業内容	分別解体の方法	工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
	工 程	作業内容	分別解体の方法																						
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	②土工	土工工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																						
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
第13章 設計図書の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。																								

項 目	内 容	摘 要
第14章 施工管理		
1 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は入札公告によるものとする。	
2 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じるおそれがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
3 施工管理	施工管理及び品質管理については、標準仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事管理指針」によるものとする。 なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。	
第15章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に表示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 設計諸元等条件変更に係るもの 2) 関連工事との調整に係るもの 3) 不可抗力によるもの 4) 法・基準の改正に係るもの 5) その他本仕様書に定めがなく監督職員が認めたもの	
第16章 公共事業関係調査に対する調査	本工事が発注者の実施する公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対し必要な協力を行わなければならない。 なお、調査対象工種及び調査要領等については、監督職員が別途指示するものとする。	
第17章 その他		
1 電子納品	完成図等は工事完成図書を共通仕様書(施)第1章1-1-26及び第1章1-1-28に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体(CD-R、DVD-RまたはBD-R) 正副2部 ・工事完成図書の出力3部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
2 週休2日による施工	(1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることで、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外として	

項 目	内 容	摘 要												
	いる内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 (3) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。 なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費(率分)を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数 <table><tr><td></td><td>4週8休以上</td></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>28.5%(8日/28日)以上</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費(賃料)</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費(率分)</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費(率分)</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。 ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られないなどにより、現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領(模範例)の制定について」(平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。)別紙8(事業(務)所長用)に示す「7. 法令遵守		4週8休以上	現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上	労務費	1.02	機械経費(賃料)	1.02	共通仮設費(率分)	1.02	現場管理費(率分)	1.05	
	4週8休以上													
現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上													
労務費	1.02													
機械経費(賃料)	1.02													
共通仮設費(率分)	1.02													
現場管理費(率分)	1.05													

項 目	内 容	摘 要
3 1日未満で完了する作業の積算	等」において、点数10点を減ずるものとする。 1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。 本項目に関する積算基準は、 URL: https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf を参照。 2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
第18章 定めなき事項	(1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。 (2) 本仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	